

## 第1条 名称および運営

「CLUB VINCE」（以下「本会」といいます）は、ヴィンセドール白山オフィシャルファンクラブ事務局（以下「事務局」といいます）がその運営を行います。

## 第2条 目的

本会はヴィンセドール白山を応援することを通じて、ファン・選手・クラブの親睦を深めることを目的とします。

## 第3条 会員

本会は CLUB VINCE 会員規約（以下「本規約」といいます）を承認し、事務局所定の入会手続き及び年会費の支払いを行い、事務局が審査のうえ入会を認めた方を会員とします。

## 第4条 会員の種別・会費

本会には、以下の種類があります。

- キッズ（幼保小中高限定／年会費 1,500 円＋消費税）
- レギュラー（年会費 3,500 円＋消費税）
- シルバー（年会費 10,000 円＋消費税）
- ゴールド（年会費 30,000 円＋消費税）

## 第5条 会員期間・年会費の決済

会員期間は4月から翌年3月までの1年間として、所定の年会費を所定の方法により年1回お支払い頂きます。事務局は、理由の如何を問わず一旦お支払い頂いた年会費は返却致しません。

## 第6条 会員証の発行

### （1）発行

会員にはその種別に応じて、会員であることを証明する会員証を発行します。

### （2）再発行

会員証の紛失、盗難、破損、汚損等により会員が再発行を希望する場合には、事務局が承認した場合に限り会員証を再発行します。この場合、会員は事務局所定の再発行手数料をお支払いいただくこととします。この再発行が完了するまでの間、会員特典の利用が出来ないことがあります。

## 第7条 保護者の義務

満18歳未満の方が入会の申し込みをされる場合には、保護者の同意が必要です。満18歳未満の会員の保護者の方は、その会員に代わって本規約第5条、第6条に定める会費のお支払い及び会員証の管理を行っていただくこととします。

## 第8条 ポイント

### （1）対象

会員に対し、ポイントサービスを提供します。サービスの利用等については、当該会員の資格及び種類に応じ、事務局所定のポイントを付与します。会員は、ポイントの取得に際し、会員証を提示するなど事務局が指定する所定の手続きをとらなければなりません。ポイント有効期間は、本規約第5条に定める会員期間と同期間とし、有効期間経過後、当該ポイントは効力を失います。

### （2）ポイントの付与

ポイントは、事務局所定のシステム（以下「本システム」といいます）で会員ごとに電子的に記録されることで付与されます。ポイントはポイントシステムに参加されたご本人のみが利用でき、会員を含む第三者との間で共有、合算、貸与、交換及び譲渡することはできません。

### （3）ポイントの利用

会員は、付与されたポイントを事務局所定の手続き及び条件に従い申し込みを行うことにより、所定の特典に交換することができるものとします。ポイントにより交換可能な特典、交換の申し込み期限その他特典に関する条件等については事務局が定めるところに従うものとします。なお事務局はポイントの交換によって会員が取得した全ての特典について、紛失・盗難その他理由の如何を問わず再提供の義務を負いません。

## 第9条 チケットに関する禁止事項

正規購入したチケットは、一般社団法人 F S V スポーツアカデミー（以下「クラブ」といいます）の許可を得ることなく、第三者に対し転売その他の方法で取得させる行為は禁止されています。ただし、家族・友人・取引先・その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行われないうちについては、この限りではありません。

いわゆるダフ行為や各種メディアを用いて不特定多数に向けて転売行為を行った場合は、営利目的で行ったものと当クラブがみなすことにご同意いただき、本条違反に該当することをあらかじめご了承ください。

#### 第10条 そのほかの禁止事項

会員は本会および本サービスに関し、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 当クラブまたは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 他の会員に自らの資格または資格によって受けられるサービスを利用させる行為
- (6) ポイント及びその特典、パスワード、会員限定グッズ、招待券、会報等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為
- (7) 当クラブあるいは第三者を誹謗中傷し、または当クラブあるいは第三者の名誉、信用を毀損する行為
- (8) 当クラブあるいは第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
- (9) そのほか当クラブが不適切と判断する行為

#### 第11条 届出事項の変更

会員は住所・氏名などの事項に変更が生じた場合は速やかに事務局へ通知するものとします。変更通知がない場合、事務局からの発送物が到着しなかった等について事務局は一切責任を負いません。

#### 第12条 個人情報の取り扱い

会員の個人情報は、本会の情報及びイベント・チケット・グッズの案内等に使用し、その他の場合には会員本人の事前の許諾を得るものとします。

#### 第13条 紛争・免責

本会に関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとし、会員は当クラブに対しいかなる苦情の申し立ても行わないこととします。また、本会およびサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に対し、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとします。

#### 第14条 退会

次の場合には、事務局は会員を本会から退会させることができるものとし、会員はすみやかに会員証を返還するものとします。

- (1) 会員より退会の申出があり、所定の手続きを事務局が受け付けた場合。
- (2) 会員が本規約に違反、もしくは本会の名誉を著しく傷付けた場合で、事務局が不相当と認めた場合。

#### 第15条 運営

- (1) 本会の運営は当社が運営し執行するものとします。
- (2) 会員は当社が運営し執行することの意思決定に参加することはできません。

#### 第16条 規約の変更

本規約に定めのない事項については、事務局において必要の都度定めるものとします。

#### 第17条 そのほか

本規約に定めのない事柄は、当社において必要の都度、別に細則を定めるものとします。



ヴィンセドール白山 オフィシャルファンクラブ事務局

Tel. 076-227-8706

Mail. info@vinedor-hakusan.com